

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 本科及び研究科 第1節・第2節 [略] 第3節 賞罰等（第14条— <u>第18条</u> ） 第4節 授業料等の納付及び授業料の免除（ <u>第18条の2</u> — 第23条） 第3章～第5章 [略] 附則 (認定等の申請をした者等に係る授業料の納付) <u>第18条の2</u> [略] (認定等の申請をした者に係る入学料の納付) <u>第18条の3</u> [略]	目次 第1章 [略] 第2章 本科及び研究科 第1節・第2節 [略] 第3節 賞罰等（第14条— <u>第18条の2</u> ） 第4節 授業料等の納付及び授業料の免除（ <u>第18条の3</u> — 第23条） 第3章～第5章 [略] 附則 <u>(専門士)</u> <u>第18条の2 校長が本科の所定の履修科目を履修したと認め</u> <u>た者は、専門士（農業専門課程）と称することができる。</u> (認定等の申請をした者等に係る授業料の納付) <u>第18条の3</u> [略] (認定等の申請をした者に係る入学料の納付) <u>第18条の4</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。